平成２２年（フ）第４２５号
埼玉県羽生市北２丁目11番45号　フレッシュハイツＣ102
債務者　山口　利夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７９号
千葉県旭市蛇園2746番地４　石川幸一方
債務者　山本荘二郎
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９号
千葉県山武市津辺111番地２　川島ハイツ102
債務者　川口　政昭
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６１２号
名古屋市北区生駒町５丁目104番地　ＣＡＳＡ生駒104号
債務者　米澤　和人
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０５号
愛知県一宮市三条字山２番地
債務者　黒野　和己
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６８９号
愛知県岡崎市竜美新町39番地１　ＡＲＩＡ32―306
債務者　近藤　雅一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
三重県松阪市駅部田町271番地５　マンションクレイン306、住民票上の住所三重県松阪市猟師町428番地140
債務者　鳥羽谷二四男
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１８号
京都府福知山市末広町４丁目31番地の４　むつごろうビル303号
債務者　犬塚裕紀子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
京都府福知山市字内記51番地の９
債務者　奥村　雅之
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
京都府福知山市字内記51番地の９
債務者　奥村恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
京都府福知山市字堀2298番地の１　草木コーポⅡ206号
債務者　門中ムツ子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
鹿児島県出水市米ノ津町19番４号
債務者　吉海　　満
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
鹿児島県薩摩川内市向田町1047番地　満永マンション303号
債務者　川越　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
鹿児島県薩摩川内市向田町1047番地　満永マンション303号
債務者　川越　舞美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸686番地２
債務者　稼木津美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道奥尻郡奥尻町字青苗411番地
債務者　中山　辰美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第２２号
北海道檜山郡江差町字陣屋町127番地の７
債務者　平塚　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第４９号
山形県鶴岡市みどり町17番11号
債務者　遠見　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで山形地方裁判所鶴岡支部